

お風呂の衛生管理 **10**か条

第1条 頻繁に測定！

浴槽水の塩素は
常時0.4mg/L～1.0mg/L

第2条

浴槽水を毎日換水
最低でも週1回以上

第3条

ヘアキャッチャーを
毎日清掃消毒

第4条



ろ過器と循環配管を
週1回以上逆洗と消毒
(水位計配管も併せて消毒)

第5条

シャワーヘッドとホースを
半年に1回以上汚れの点検
年1回以上洗浄消毒

第6条

貯湯槽は60℃以上を保つ
最大使用時でも55℃以上

第7条 頻度も相談！

貯湯槽、貯水槽を定期清掃
(専門の業者に依頼)

第8条

その他の設備も清掃消毒
(気泡発生装置、空調設備、
換気扇、排水口など)

第9条



浴槽水の水質検査
最低でも年1回以上
(検査結果は3年保管)

第10条

衛生管理のための
点検表を作り3年保管

※この資料は法令や通知から基準の一部を抜粋して作成しています
富山県生活衛生課 (2025年11月作成)

第4条 ～ろ過器と循環配管の消毒方法～



例えば、塩素を使う方法があります。高濃度の塩素を含む浴槽水を、配管の中に循環させることで消毒します。

→浴槽水の残留塩素濃度を5～10mg/L程度にして、配管の中に1～2時間循環させます。

普段の10倍程度の濃さ！

第9条 ～浴槽水の水質検査の項目と頻度～



<水質検査項目>

- 濁度は、5度以下
- 全有機炭素（TOC）の量は、8mg/L以下
又は 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下
- 大腸菌は、1個/mL以下
- レジオネラ属菌は、10CFU/100mL未満

<水質検査の頻度>

毎日完全換水：1年に1回以上
連日使用 ：1年に2回以上
（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上）

追加の検査が必要な施設

次の①と②の両方を満たす施設では、レジオネラ属菌の検査を3か月に1回以上行ってください。

- ①平成13年10月1日以前に許可を受けた
- ②24時間以上経った浴槽水を気泡発生装置や打たせ湯に使う旨を届け出た